

令和9（2027）年度

国の施策及び予算に関する
和歌山県の重点要望

2026年5月

和歌山県

目次

こどもまんなか社会の推進

- 子育て世代への経済的支援の拡充・見直し …………… 2
- 不妊治療における保険適用対象の拡充及び制度の創設 …………… 4

成長産業の創出

- ロケットの高頻度打上げ・コスト低減に向けた火薬類取締法の規制改革 …… 6
- 民間ロケット発射場を核とした世界で勝てる宇宙産業クラスター形成への国の積極的関与 …………… 7
- 民間ロケット打上げ事業の円滑な実施に向けた環境整備 …………… 8
- 地域未来戦略等に呼応した和歌山県におけるGX産業集積への国の積極的関与 …………… 9
- カーボンニュートラルの実現に貢献する持続可能な林業及び木材産業への支援 …………… 10

地域・産業の振興

- 世界に開かれた和歌山を創り出す広域交通ネットワークの構築 …………… 12
- 地方での「空飛ぶクルマ」の実用化の推進 …………… 14
- 農業の担い手確保対策の強化 …………… 15
- クビアカツヤカミキリ対策の強化 …………… 16
- 野生鳥獣被害対策の強化 …………… 18

安全・安心な暮らし

- ドクターヘリの安定運航にかかる支援 …………… 20
- 地域手当の「大きくくり化」による都市部と地方部の福祉人材給与格差の是正 …… 22
- 防災・減災、県土強靱化に資する社会資本整備の推進 …………… 24
- 地方における鉄道ネットワークの維持 …………… 30
- 避難者の生活環境改善の推進 …………… 32
- 人権問題の解決に向けた施策の推進 …………… 34

その他

- 地方税財源の確保及び充実 …………… 38

こどもまんなか社会の推進

子育て世代への経済的支援の拡充・見直し

現 状

- ・和歌山県の人口は昭和60年の約108万7千人をピークに減少に転じ、2026年4月1日現在では約86万1千人
- ・第二次ベビーブーム時の1973年に18,590人であった**出生数も、2024年には4,457人まで減少**
- ・合計特殊出生率は1975年から人口置換水準の2.07を下回っており、2024年は1.24
- ・**理想のこども数を持たない理由として、「子育てにお金がかかりすぎる」などの経済的理由が一番多い**

【本県の取組】

●こどもの医療費助成制度

- ・医療費の自己負担分を助成

対象	就学前	小中学生	18歳まで
負担割合	県及び市町村（各1/2）	市町村負担	市町村負担
実施数	30市町村	30市町村	30市町村

●幼児教育・保育の無償化

- ・国の支援対象となっていない利用料及び副食費のうち、以下について県、市町村で負担（各1/2）

利用料	・年収270万円以上360万円未満相当世帯の第2子（0～2歳児）
副食費	・年収360万円以上相当世帯の第3子（3人とも入所している場合を除く） ・認可外保育施設の年収360万円未満の第2子、全ての第3子

●学校給食費の無償化

- ・小学校の給食費について国の負担軽減事業と合わせて上乗せ支援
- ・国の負担軽減事業の対象となっていない中学校の給食費を支援

対象校種	小学校		中学校 ※
	負担軽減事業	上乗せ支援 ※	
負担割合	国及び県 各1/2	県及び市町村 各1/2	県及び市町村 各1/2

※臨時交付金を活用、補助上限あり

課題

物価高騰などにより子育て世帯の経済的負担が更に増大し、若い世代が子育ての将来展望を描けない状況にある

子育て世代に対する経済的支援について、**県・市町村の財政的負担が大きく、必要な事業の持続性が確保されていない状況にある**

- ・こどもの医療費助成制度は、対象年齢や一部負担金の額、所得制限の有無等、市町村の財政力により**市町村間での格差が生じている**
- ・学校給食費の無償化は、制度の維持や更なる制度拡充には恒久的な財源が必要となり、**県・市町村財政において大きな負担となっている**
- ・高等学校等就学支援金制度は、今年度から全額国費での負担を改め、県が新たに1/4負担することになったが、**私立高校の所轄庁であることを理由に、県に負担を求めることは、全く納得できるものではない**
また、制度の改正により、国籍及び在留資格の確認等の新たな事務が発生する

具体的な措置

どこに住んでいても安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、子育て世代に対する以下の経済的支援に取り組むこと

- 1 こども医療費助成制度の創設を早期に実現すること
- 2 すべてのこどもの保育料並びに主食費及び副食費を、世帯の所得にかかわらず無償とすること
- 3 学校給食費の無償化を国の全額負担で実施するとともに、中学校給食費の無償化を早期に実現すること
- 4 高等学校等就学支援金制度について、国で恒久的な財源を確保し、国の責任において全額国庫補助金により実施すること
また、保護者や学校・都道府県の負担増大につながらない仕組みとし、必要な事務費は適切に措置すること

不妊治療における保険適用対象の拡充及び 制度の創設

現 状

●不妊治療の現状

- ・不妊の検査または治療経験がある夫婦は、**4.4組に1組**(「第16回出生動向基本調査」国立社会保障・人口問題研究所)
- ・不妊治療によって誕生する子は、**10.0人に1人**
(「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック (2025年3月)」厚生労働省)

●生殖補助医療の保険適用の対象の拡大

- ・2022年4月から、「生殖補助医療」の体外受精や顕微授精等の基本的治療は保険適用
- ・ただし、**先進医療と認められた医療技術**については、保険診療と組み合わせることで実施することが認められているものの、**全額自己負担**

「先進的な医療技術として認められる技術(例)」

※子宮内の環境を遺伝子レベルで調べる検査、高性能顕微鏡によって選別した精子を使って顕微授精を行う手法等

<本県の取組(概要)>

「先進医療」にかかった自己負担分の7割を助成(上限10万円)

(2025年度実績 279件 1,619万円)



課 題

- ・先進医療は保険適用対象外となっているため経済的負担が大きい
- ・希望する誰もが子どもを産み、育てることができる環境整備が必要

具体的な措置

不妊治療において、保険適用範囲の拡大などの改善を図るとともに、独自支援を行う地方自治体への財政的支援を行うこと

成長産業の創出

ロケットの高頻度打上げ・コスト低減に向けた火薬類取締法の規制改革

現 状

- ・宇宙基本計画工程表（2025年12月改定）では、2030年代前半に我が国としての打上げ能力を年間30件程度確保する方針が示され、国内の民間ロケット計画には県内で打上げが進むスペースワンのカイロスロケットが記載されている
- ・和歌山県としても、県総合計画（2025年12月策定）で小型ロケット発射場を中心とする宇宙産業集積を2026年から5年間の主要施策に位置付け、その実現にはロケットの高頻度打上げの実現が不可欠
- ・高頻度なロケット打上げを国際的にコスト競争力ある形で実現するには、ロケット発射場等の設備投資コスト・ランニングコストを、安全性に十分配慮しながら低減していくことが必要である

課 題

- ・現行制度上、カイロスロケットに使用する特定コンポジット推進薬、火薬、爆薬を使用した火工品は一級火薬庫内に同時貯蔵されているが、この場合、特定コンポジット推進薬の単独貯蔵に比べ、最大貯蔵量が制限される
- ・ロケットの高頻度打上げ・コスト低減に向けては、火薬類取締法に基づき設置される火薬庫の効率的活用、火薬類の搬入効率化が実現できれば、ロケット打上げに要する設備投資コスト・ランニングコストを抑制できる可能性あり

具体的な措置

- ・ロケット打上げ施設の管理者が、当該施設内の限定区域において、十分な安全措置を行う場合に限り、火薬、爆薬を使用した火工品を火薬庫外で少量貯蔵を可能にする規制改革等の措置を実現すること

■一級火薬庫の制度上最大貯蔵量 ※太字・下線部分が適用される

	現行	規制改革後（①③庫外貯蔵）
①火薬(特定コンポジット推進薬を除く)	80t (①②③同時貯蔵で適用)	80t
②特定コンポジット推進薬	400t	400t (単独貯蔵で適用)
③爆薬	40t	40t

民間ロケット発射場を核とした世界で勝てる 宇宙産業クラスター形成への国の積極的関与

現 状

- ・宇宙基本計画（2023年6月改定）において、宇宙産業の国内市場規模を、2030年代の早期に2倍の8兆円に拡大していく政府目標が提示された
また、宇宙基本計画工程表（2025年12月改定）では、2030年代前半に我が国としての打上げ能力を年間30件程度確保する方針が示され、国内の民間ロケット計画には県内で打上げが進むスペースワンのカイロスロケットが記載されている
- ・和歌山県としても、県総合計画（2025年12月策定）で小型ロケット発射場を中心とする宇宙産業集積を2026年から5年間の主要施策に位置付け、行動指針となる宇宙アクションプラン（2025年8月策定）のもと、我が国宇宙産業の発展・地方創生等に向けた取組を加速中

課 題

- ・ロケットの高頻度打上げ能力を実現するには、民間ロケット打上げに係る射座・組立棟・燃料保管庫等への大型投資が不可欠。また、我が国産業競争力・経済安全保障の強化に向けた高性能かつコスト競争力あるロケットの開発に資する継続的な支援・環境整備も必要
- ・ロケット高頻度打上げに係る部材・燃料・機器・GSE（地上支援設備等）製造、衛星データ活用等、各分野のサプライチェーン形成が必要。さらに、拠点化・集積の進展に応じて物流等の周辺インフラ整備も重要
- ・また、宇宙産業の発展には、多様な産業人材育成の継続・強化も必要

具体的な措置

- ・県内に立地する民間ロケット発射場「スペースポート紀伊」を核とした世界で勝てる宇宙産業クラスター形成に向けて、国としても、地域未来戦略・戦略産業クラスター計画、国家戦略特区等の施策を通じて、地元自治体等の関係機関と緊密に連携し、クラスター形成の計画策定・民間等の大型投資への支援・規制改革等の必要な取組を検討、実施すること

民間ロケット打上げ事業の円滑な実施に向けた環境整備

現 状

- ・国主導だった宇宙開発に民間の参入が進みつつある中、人工衛星の打上げ・管理に関する国の許可制度等を規定した「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（通称：宇宙活動法）が2016年に成立
- ・事業者が人工衛星等の打上げを行う場合、宇宙活動法第4条に基づき、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければならないが、許可の要件の一つとして、同法第6条及び同法施行規則第8条に基づき、**打上げ施設周辺の安全確保の措置**が求められている
- ・内閣府が策定した「人工衛星等の打上げに係る許可に関するガイドライン」では、宇宙活動法に基づく審査基準の一つとして、事業者は、**警戒区域を設定し、第三者の立ち入りを制限するとともに、第三者が進入している場合や進入しそうな場合は打上げを中断することが求められている**

課 題

- ・2024年3月9日に、和歌山県串本町に立地する民間ロケット射場「スペースポート紀伊」から、ロケット打上げが予定されていたが、警戒区域内に第三者（船舶）が残留し、安全確保の措置が取れなかったことにより、打上げ直前に延期が決定（その後、3月13日に打上げ実施）
- ・現行制度上、事業者は、警戒区域への第三者立ち入りの制限を求められている一方、警戒区域内に進入している又はしそうな者に対し、立ち入り制限の実効性を確保する措置である退去命令等の法的根拠はない
- ・このため今後も、事業者の準備や天候等の条件が整っても、第三者要因でロケット打上げが延期となるリスクが相当程度あり、我が国におけるロケット高頻度打上げの実現に向けた懸念の一つとなっている

具体的な措置

- ・我が国が目指すロケット高頻度打上げ能力の確保に向けて、ロケット打上げに係る警戒区域の設定と打上げ施設周辺の安全確保措置について、その実効性を更に高めるための具体的な方策を、国・事業者・立地自治体等の関係機関が協力して検討していくこと

地域未来戦略等に呼応した和歌山県における GX 産業集積への国の積極的関与

現 状

- ・ 政府は、大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に講ずることで、地方に大規模な投資を呼び込み、地域ごとに産業クラスターを戦略的に形成する「地域未来戦略」を推進する方針。その内数には、産業資源であるコンビナート跡地／空きスペース等や地域に偏在する脱炭素電源等を核に、「新たな産業クラスター」の創設を目指す GX 戦略地域制度も含まれる
- ・ 社会経済情勢の変化に伴うグローバルサプライチェーンの見直しや、政府の国内投資支援策の後押し等もあり、製造業を中心に国内投資が活発化するものの、全国と同様に、分譲可能な産業用地は不足
- ・ 2025 年 12 月策定の和歌山県総合計画では、脱炭素先進県を目指す方針を掲げ、今後 10 年間での大規模県内投資実現に向け、臨海部での大規模跡地の産業用地化促進、成長企業の誘致活動推進等を主要施策に位置付け

課 題

- ・ 和歌山県の基幹産業は鉄鋼・石油・化学であり、脱炭素の世界的潮流や設備高経年化もある中、電源・燃料・原料の転換や新事業創出が喫緊の課題
- ・ 産業用地開発は、規模にもよるものの、中長期にわたり相当程度の予算が必要。また、既存用地（ブラウンフィールドの跡地活用を含む。）や工場遊休地の活用にあたっては、的確な法令対応も重要

具体的な措置

- ・ 政府の地域未来戦略等に呼応し、和歌山県では「わかやま GX 産業集積」の実現に向けた取組（成長産業の誘致、GX 関連産業の創出、エネルギーの地産地消等）を進める方針であるところ、財政支援や規制改革等、政府方針の実現に資する地域を後押しする措置を積極的に講じること

カーボンニュートラルの実現に貢献する持続可能な林業及び木材産業への支援

現 状

- ・本県では、2040年を見据えた新たな「和歌山県総合計画」(2025年12月策定)のもと、県土の8割を占める森林を活用し、林業・木材産業の生産性を高め「伐って、使って、植えて、育てる」という循環型林業の実践と紀州材の利用拡大を推進している
- ・これにより、基幹産業としての成長を図るとともに2050年カーボンニュートラルに貢献する

項 目	現状値(2024年)	目標値(2040年)
素材生産量	30万m ³	50万m ³
林道整備延長	—	135km[28路線]

課 題

- ・本県における素材生産量の増加や適切な再造林等の推進のため、更なる国予算の確保が必要不可欠。特に林業生産の基盤となる林道整備を加速するため、県の林道予算を段階的に増大することとしているので、国の更なる支援が不可欠
- ・林業・木材産業の生産性向上を図るには、先進的な林業機械の導入や木材加工流通施設の整備に必要な国予算の拡充が必要
- ・森林クレジットの創出において、事業者の経費負担が大きく審査期間も長期化
- ・本県では、無垢材を利用した木造建築物(トラス構法)をモデル的に建設するなど、積極的な木材利用を進めているところであり、このような取組を市町村や民間に広げるための支援が必要

具体的な措置

- 1 地域の実情に応じて計画的に事業が実施できるよう、林道整備、先進的な林業機械の導入、森林整備及び木材加工流通施設整備に係る予算を十分に確保するとともに、先進的な林業機械導入に係る補助率の拡充(1/3→1/2)を図ること
- 2 森林クレジットの活用促進を図るため、クレジット創出に要する費用縮減や審査期間短縮など、創出事業者の支援に積極的に取り組むこと
- 3 建築物への更なる地域材利用を進めるため、現行事業におけるCLT等の構造物と同様に、無垢材を利用したモデル的な木造構造物(トラス構法など)に係る補助率の拡充(15%→1/2)を図ること

地域・産業の振興

世界に開かれた和歌山を創り出す広域交通ネットワークの構築

現 状

- ・生産年齢人口の減少による労働力不足、また、成長産業の誘致や県内企業の成長産業への事業転換の遅れなどにより、県経済が弱体化する恐れ
- ・人口減少や少子高齢化に伴い、買い物や医療・福祉など日常生活に必要なサービス施設までのアクセスが困難な地域が増える恐れ

課 題

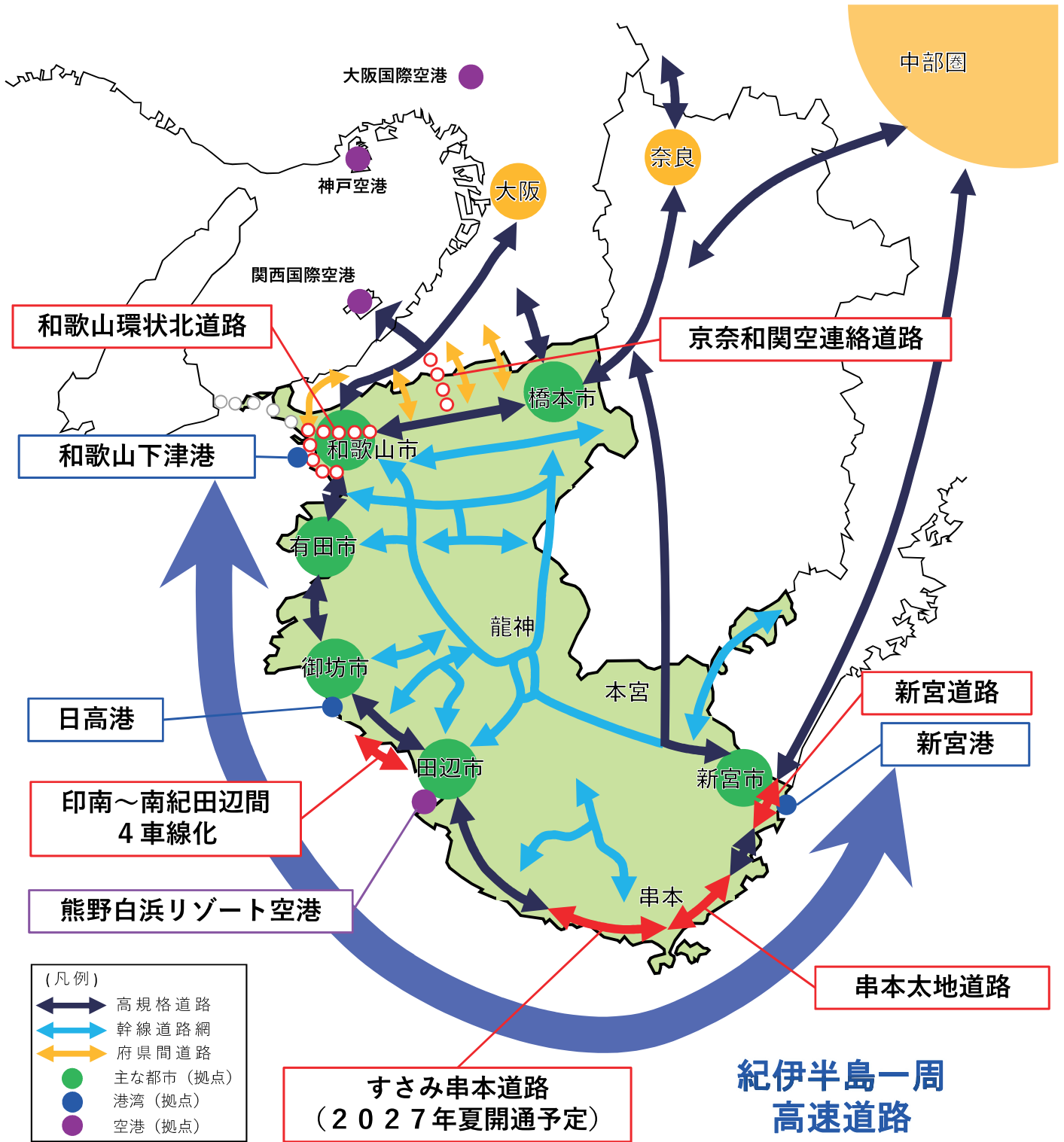
- ・県経済の活性化を図るため、物流効率化による産業の生産性向上や、宇宙ビジネスなどの成長産業や国内外からの観光客を呼び込むためのインフラ整備が必要
- ・同一生活圏の拠点や集落、さらには近隣の生活圏をつなぐことにより、サービス施設までのアクセスの確保が必要
- ・熊野白浜リゾート空港の施設の老朽化が顕著であり、対策が必要であることや、より大型の航空機を受け入れるために滑走路の延長が必要
- ・大型クルーズ船の寄港増加に伴い、貨物船とクルーズ船の岸壁や埠頭用地の利用がひっ迫しており、大型クルーズ船及び貨物船（RORO 船、コンテナ船）の誘致・利用促進を図るために港湾施設の機能強化が必要

具体的な措置

国内外との活発な人流・物流を創り出すため、広域交通ネットワークの構築について、次の事項に特段の措置を講じること

- 1 紀伊半島一周高速道路の早期完成、和歌山環状北道路の早期事業化に向けた計画段階評価着手、京奈和関空連絡道路の直轄道路調査の推進
- 2 熊野白浜リゾート空港の安全かつ安定的な運用に資する施設整備や滑走路延伸に向けた支援など空港施設の機能強化の推進
- 3 大型クルーズ船、貨物船の受入環境向上のため、岸壁整備等による港湾施設の機能強化の推進

広域交通ネットワーク図



地方での「空飛ぶクルマ」の実用化の推進

現 状

- ・「空飛ぶクルマ」の社会実装に向け、「空の移動革命に向けた官民協議会」において官民一体となった議論が進められており、地方においても観光・二次交通や域内交通、また、地方都市間交通への拡大に向けての利活用が見込まれている
- ・「空飛ぶクルマ」の実用化により、新たな移動手段、医療活動や災害時、観光事業への活用、新産業創出による新たな雇用創出や人口減少に起因する問題の解決の一助につながるなどが期待されており、県内においてもその効果は非常に大きい
- ・和歌山県では、県内での実証飛行等、「空飛ぶクルマ」の社会受容性向上のための取組を進めており、昨年度からは県内での実用化に向け、民間事業者が行う離着陸場整備に係る調査に対し支援を行っている

課 題

- ・「空飛ぶクルマ」の実用化においては離着陸場の整備が必須であり、将来実用化が見込まれる様々なタイプの「空飛ぶクルマ」に対応が可能であることが必要
- ・さらに、誘客促進の見地から、二次交通との連携を考慮した、より利便性の高い場所での立地が求められるとともに、電源設備の設置や安全性の確保など実用化に向けての初期投資が大きく、民間事業者の単独参入が極めて困難
- ・また、「空飛ぶクルマ」が新たな交通サービスとして日常生活に普及するには、多大なコストに加え、社会受容性の向上に時間を要する

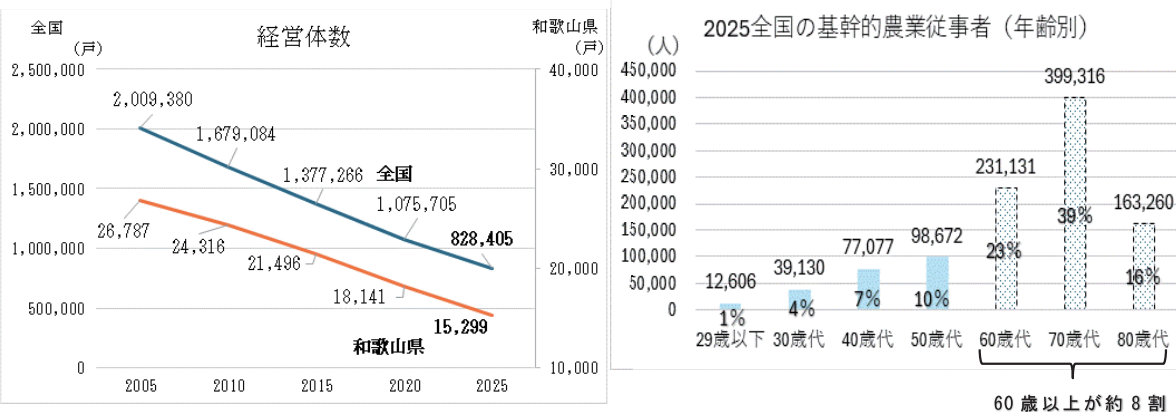
具体的な措置

- ・地方における「空飛ぶクルマ」の民間事業者によるビジネス展開を促進させるため、離着陸場の整備等に関する支援施策を創設すること
- ・「空飛ぶクルマ」の実用化に向けたモデル事業を創設し、新たな交通サービスとして根付くまでの支援を行うこと

農業の担い手確保対策の強化

現状

- ・ 担い手の確保対策に取り組んでいるが、依然として経営体が減少傾向
- ・ 基幹的農業従事者のうち **60歳以上が全体の約8割**



課題

- ・ 食料安全保障の観点から、地域の担い手確保が重要であるが、**親元就農者をはじめとして担い手の減少に歯止めがかからない**

→ 新規就農者の確保と定着に向けた支援策の充実強化が必要

地域の即戦力と期待される親元就農者への支援強化は不可欠

※経営開始資金の支援要件は、50歳未満の新規就農者で、親元就農者については、経営発展に向けた取組を行う等の別途要件が課されている

< 県独自施策の成果 >

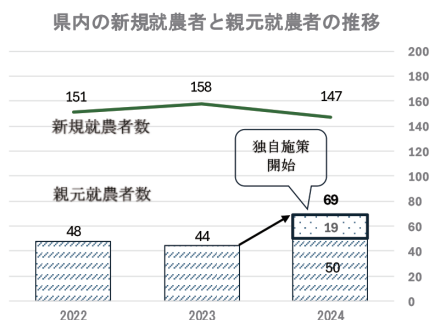
経営開始資金の対象外の親元就農者等を支援

条件：経営開始時の年齢が60歳以下の者

内容：50万円/人を交付

2024年度：26名（うち親元就農：19名）

2025年度：40名（うち親元就農：33名）



具体的な措置

経営開始資金の年齢制限を引き上げるとともに、親元就農者を新規参入者と同じ要件で支援すること

クビアカツヤカミキリ対策の強化

現 状

〔背景〕

- ・ 2019年に初めてかつらぎ町でももの園地で被害が確認されて以降、ももの主産地や、公園・観光地のさくら等で被害が拡大している
- ・ 被害地域は県内30市町村のうち18市町まで拡大し、**全国に誇るうめの主産地にも迫っており、果樹王国の本県にとって危機的な状況**
- ・ 国は2025年、関係機関の連携強化のため、農林水産省、環境省、林野庁、発生都府県で構成する「クビアカツヤカミキリ防除対策強化検討会」を設置

〔本県の取組〕

- ・ 試験研究、防除指導、啓発、発生調査、被害拡大防止のための経費支援

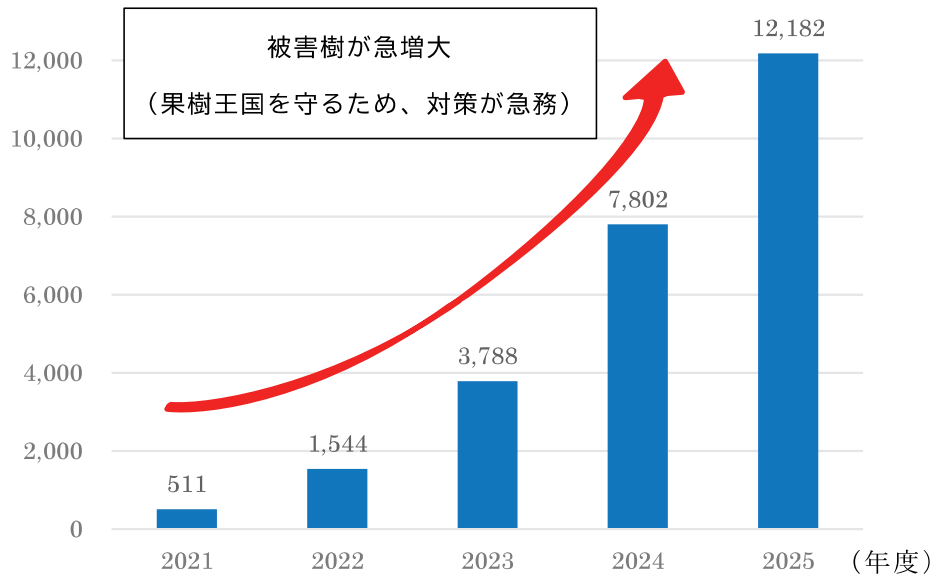
課 題

- ・ 急速に拡大するクビアカツヤカミキリの被害を食い止めるためには、被害地域だけでなく、**被害地域の周辺部も含めたエリア全体で防除対策を実施する必要がある**
- ・ 本県では国の研究機関等と連携し、生態解明や防除対策に関する研究に取り組んでいるが、被害の拡大スピードが早く、**効果的な防除技術の実用化が急務**となっている一方で、**国の研究予算が年々減少**している
- ・ 対策実施には、**十分な予算確保が必要**となる

具体的な措置

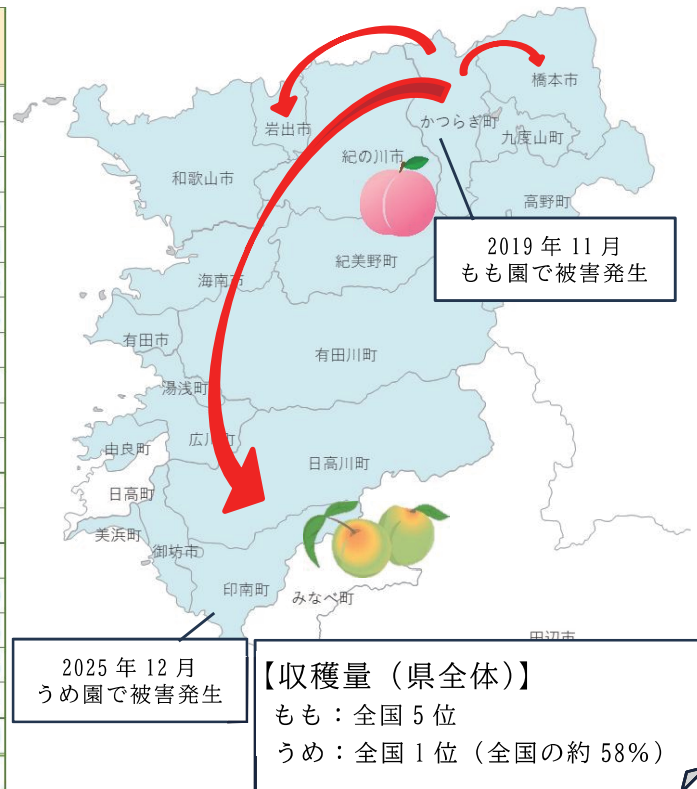
- 1 農林水産省、環境省等関係省庁の連携をさらに強化し、被害地域のみならず、周辺部も対象とする一体的なまん延防止対策を講じること
- 2 「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」の予算を拡充し、国が中心となって、防除技術の開発※を加速させるとともに、試験研究で有効性が確認された防除技術については、早期に実用化すること
- 3 防除対策のための「消費・安全対策交付金」及び「自然観光資源の棄損を防ぐための外来生物対策事業」については、必要な予算を確保すること

■累積被害本数（2025年度末現在）



地域別累積被害本数（2025年度末現在）

市町村名	農地	農地以外
	(スモモ、モモ、ウメ等)	(サクラ、ハナモモ、ウメ等)
和歌山市	72	83
海南市	5	2
紀美野町	-	1
岩出市	128	62
紀の川市	1415	26
橋本市	2,130	875
かつらぎ町	6,309	118
九度山町	29	1
高野町	-	1
有田市	26	-
湯浅町	14	11
有田川町	-	11
広川町	6	-
御坊市	353	77
由良町	11	10
日高川町	350	25
美浜町	-	26
印南町	5	-
合計	10,853	1,329
総合計	12,182	



※具体的な研究例

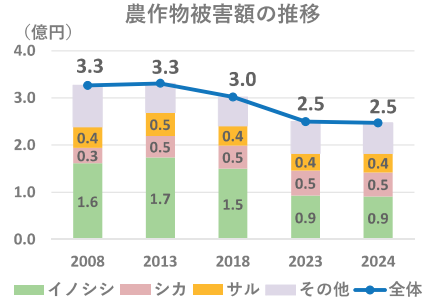
- 省力的な薬剤防除技術の開発
効果的なスプリンクラー・ドローン薬剤散布の実用化
薬剤含有ネットを用いた防除技術の実用化
ベイト剤の開発と効果の実証
- 生物的防除技術
不妊虫放飼による防除技術の検討
天敵利用技術の開発

野生鳥獣被害対策の強化

現 状

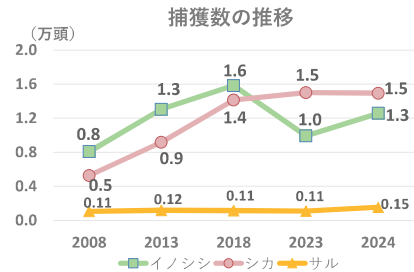
●農作物被害額の推移

- ・ 本県の 2024 年度被害額は約 2 億 5 千万円
- ・ 対策により減少傾向だが、依然高額の被害



●有害鳥獣の捕獲数の推移

- ・ 各種施策により捕獲数は増加してきたが、管理計画の捕獲目標には届いていない
- ・ 特にシカの捕獲数が不十分
〔目標：19,000 頭 実績：約 15,000 頭〕
- ・ イノシシの捕獲数は、豚熱の影響で一時減少したが、再び増加に転じている



●有害捕獲の補助上限単価の状況

- ・ 補助上限単価は物価が高騰しているにもかかわらず、見直されていない
- ・ 成獣も幼獣も捕獲コストは同じ

国による補助上限単価 (円/頭)

	イノシシ	シカ	サル	アライグマ
成獣	7,000	8,000		
幼獣		1,000		

●本県の取組

農作物鳥獣害防止総合対策事業

〔2026 年度当初予算 4 億 6 千万円 (うち一般財源 1 億 6 千万円)〕

- ・ 捕獲に加えて防護柵整備、狩猟者育成など総合的な対策を推進
- ・ 環境省事業も活用して、シカのもぐり込み式わな等、独自の捕獲法を実証中

課 題

- ・ 当初で捕獲目標頭数分の予算が配分されておらず、年度途中で不足した場合、捕獲を推進できなくなる
- ・ 捕獲意欲を維持するため、補助上限単価の見直しが必要

具体的な措置

- 1 有害捕獲の目標頭数に見合った予算を当初に確保すること
- 2 有害捕獲における補助上限単価を見直すこと

安全・安心な暮らし

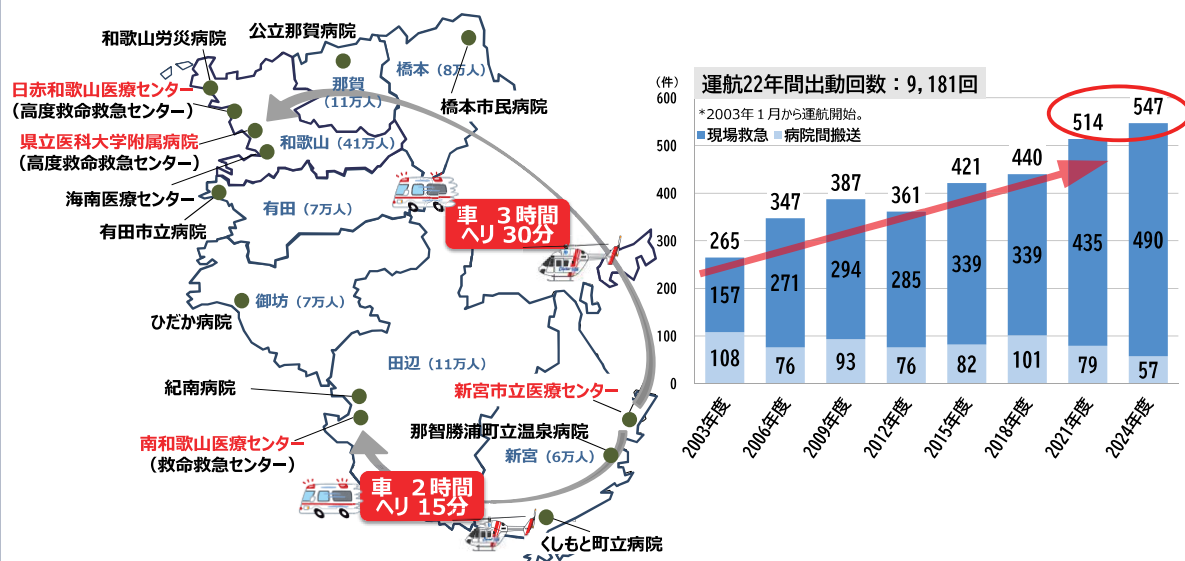
ドクターヘリの安定運航にかかる支援

現状

●本県の状況

- ・本県は南北に長く、幅広い地域に人口が分布している一方、医療機関の約5割が和歌山市に集中していることもあり、2003年1月から近畿で初めてドクターヘリの運航を開始した
- ・ヘリを導入した2002年度以降、年々搬送件数が増加し、2021年度以降は、年間500件以上の搬送件数となっており、地域の救急医療を支える資源として欠かすことのできないものとなっている
- ・2025年度委託事業者の整備士不足により本県を含む関西広域連合管内ドクターヘリの運航が停止するだけでなく、2026年度からの運航委託先が決まらない府県が生じるなどドクターヘリ運航の不安定化が危惧される

<和歌山県ドクターヘリ概況>



<整備士不足によるドクターヘリ運航停止日数> 延べ51日間 (2025年度実績)

●ドクターヘリを取り巻く状況

- ・全国のドクターヘリ操縦士の7割が50代以上であることやドクターヘリ操縦士要件を満たすまで長時間を要すること、消防防災ヘリが2人操縦士体制に移行したことによる需要増加を踏まえると今後も操縦士の不足が懸念される
- ・加えて、航空整備士についても航空専門学校への入学者数が2017年度約600人から2024年度は約280人と半減していることから、整備士の不足についても懸念される
- ・ヘリの機体価格は20年間で約2倍となるなど高騰に伴い多額の投資費用がかかるため、ドクターヘリ運航事業者の機体購入や更新が進まない中、2030年にはドクターヘリの約4割の機体が更新を迎える

●本県の取組

- ・安定運航に向けた課題としては、人材と機体の確保が急務
 - ・本県において機体の確保を行うことにより、運航事業者の負担を軽減
- <機体購入概算費用> 21億円（機体価格18億円、EMS仕様3億円）
<運航委託概算費用> 4億円/年（人件費2億円、保守管理1億円ほか）

課 題

- ・ドクターヘリの操縦士や整備士不足については全国的な問題であり、短期的な取組だけでなく長期的な取組が必要
- ・2001年のドクターヘリ運航開始から約25年が経過し、社会インフラのひとつと呼べる存在であるものの、その運航は、機体確保にはじまり、運航事業者に大きく依存した形態となっているが、安定運航に向けては、新たな運航形態（上下分離方式）への転換が必要
- ・消防防災ヘリの購入費用は緊急防災・減災事業の対象となっているが、同じく社会インフラの一つであり、災害時にも活用が想定されているドクターヘリは対象外
- ・ドクターヘリ導入促進事業の対象経費が運航事業者への委託が前提となっているため、自治体の機体購入費用や所有に伴い生じる費用については対象外

具体的な措置

- ・航空整備士・操縦士等、ドクターヘリの運航に必要な人材に関して、養成、リソースの有効活用、業務の効率化、裾野拡大などの取組を着実に実施すること
- ・新たな運航形態（上下分離方式）は、ドクターヘリの安定運航につながる取組と考えるため、国として新たな運航形態に必要な法的な整理をはじめとする環境を整備するとともに、自治体の取組を支援すること
- ・自治体の機体購入費用について、緊急防災・減災事業の対象とするなど、財政的支援を行うこと
- ・自治体による機体所有に係る経費や当該機体を運航事業者に委託した際に生じる経費について財政的支援を行うこと

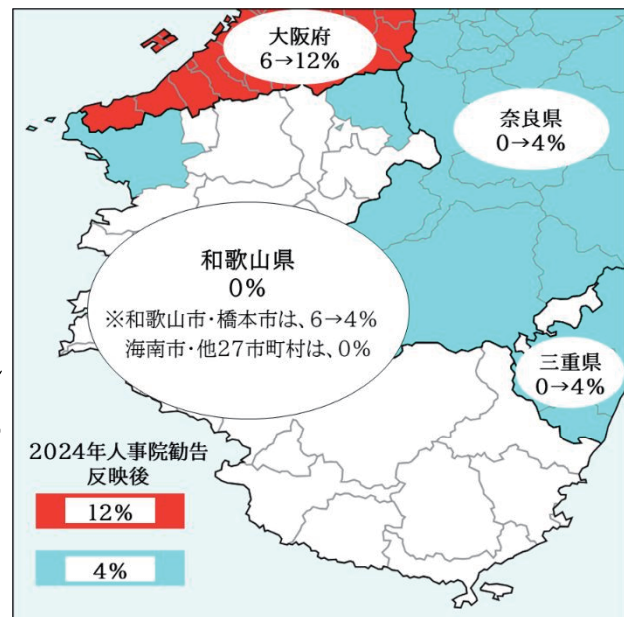
地域手当の「大きくくり化」による都市部と地方部の福祉人材給与格差の是正

現 状

- ・人口減少が深刻な和歌山県では、社会保障制度を支える福祉人材（保育・介護・障害分野で従事する職員）の人材確保が喫緊の課題となっている
- ・福祉人材の給与の原資となる公定価格における地域区分は、国家公務員の地域手当の区分に準拠することを基本としている。また、国家公務員の地域手当の区分が、2024年人事院勧告により都道府県単位に「大きくくり化」されたことに伴う公定価格における地域区分への反映は、国において、2027年4月実施に向けた検討が開始されているところ

課 題

- ・地域手当の「大きくくり化」を公定価格における地域区分に反映させると、本県と隣接する大阪府は12%、奈良県及び三重県は4%となる一方、本県は0%（和歌山市と橋本市は4%）となるため、福祉人材の県外流出がさらに進むことが懸念される
- ・また、既に、市町村単位で隣接する地域の状況を踏まえた補正ルールは設けられているものの、「隣接」等をベースに補正ルールを設定すると、県内市町村間での不均衡が見込まれる



「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）をもとに作成

具体的な措置

- ・公定価格における地域区分の見直しにおいては、市町村の意向を十分に尊重するとともに、県外の隣接する市町村との格差に加え、県内での市町村間の格差を考慮した補正ルールを設定すること
- ・特に、保育分野については、地方部における保育士不足の状況を踏まえ、現在の水準を上回る設定とすること

防災・減災、県土強靱化に資する社会資本整備の推進

現 状

- ・防災・減災、国土強靱化の施策などを活用し、「和歌山県国土強靱化計画」や「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」等に盛り込まれた対策が県内各地で行われ、その整備効果が確実に現れている
- ・一方、高い確率で発生が予想される南海トラフ地震や、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害に対する対策は、未だ道半ば

課 題

- ・半島地域の発展と安全・安心の前提となる「半島防災」と「複合災害への備え」の観点から、避難・救助や物資供給等の応急活動に必要な道路ネットワークの強化、防災拠点や物流網を確保するための港湾や漁港の耐震岸壁等の整備、陸路寸断に備えた空路活用、流域全体で水災害を軽減させる流域治水の推進、上下水道施設の耐震化等、引き続き防災・減災、県土強靱化に向けた取組が必要
- ・建設から50年以上経過する施設が加速度的に増加し、県民の命や安全を守る公共インフラの維持管理や更新が必要
- ・本県においては、近年の資材価格や人件費の上昇に見合った予算配分の確保が課題となっている
- ・大規模災害時には、被災地の早期復旧のため、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）による人員及び資機材の支援が必要

具体的な措置

- 1 防災・減災、県土強靱化に資する社会資本整備を推進するため、国直轄事業をはじめ、補助事業、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金について、物価の上昇等を踏まえ、必要な予算を満額確保すること
- 2 国土強靱化実施中期計画に基づき計画的に進められる事業については、当初予算で措置するとともに、地方財政に新たな負担が生じることがないように特段の措置を講ずること
- 3 大規模自然災害に即応するための地方整備局等の体制強化や必要となる資機材の更なる確保に取り組むこと

防災・減災、県土強靱化の取組



県道海南金屋線（海南省～有田川町）

道路ネットワークの強化

斜面崩壊によるリスクを避けた安全なルートにより、災害時における通行機能を確保



住吉川（一級河川紀の川の支川）（岩出市）

流域治水対策

河川整備により、2023年6月の豪雨で浸水被害を防止



老朽化した管路の更新

下水道管路の老朽化対策

下水道管路に起因する大規模な道路陥没事故を未然に防止



しちとみやす
県営住宅下富安団地建替事業（御坊市）

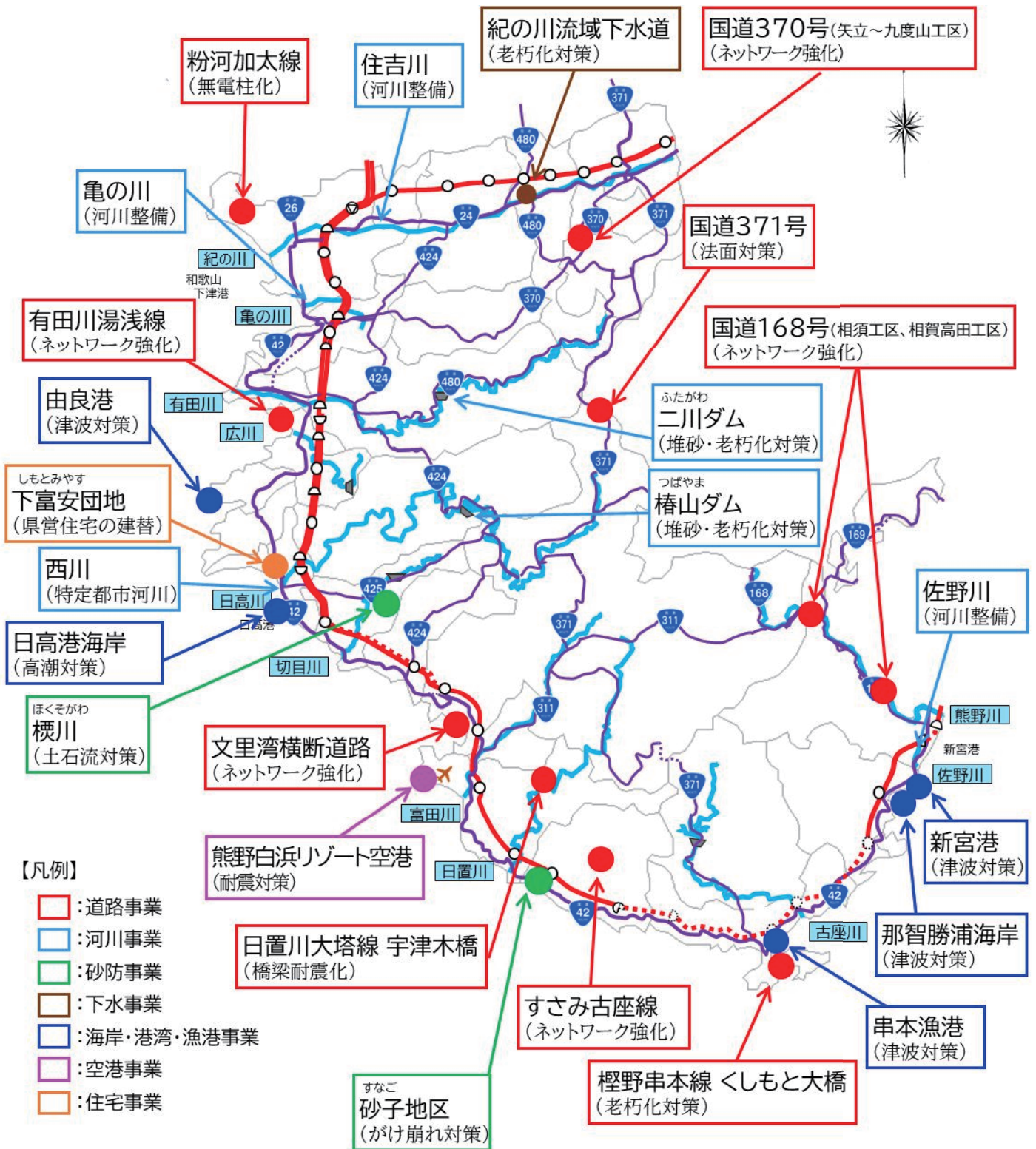
県営住宅の老朽化対策

老朽化する住宅の建替えや改修工事などを行うことで、安全・安心な住宅を供給

和歌山県の主な直轄事業



和歌山県の主な補助・交付金事業



【凡例】

- : 道路事業
- : 河川事業
- : 砂防事業
- : 下水事業
- : 海岸・港湾・漁港事業
- : 空港事業
- : 住宅事業

防災・減災、県土強靱化等のための取組

○主な直轄事業

【道路】

- ・紀伊半島一周高速道路の早期完成 [すさみ串本道路、串本太地道路、新宮道路]
- ・阪和自動車道「印南～南紀田辺間」の4車線化の早期完成
- ・直轄国道等の整備
〔国道42号 有田海南道路、由良広川防災、熊野大橋更新、国道169号 奥漣道路(Ⅲ期)〕
- ・高規格道路(調査中区間)の調査推進
〔和歌山環状北道路(早期事業化に向けた計画段階評価着手)、京奈和関空連絡道路(直轄道路調査の推進)〕

【河川】

- ・紀の川水系の総合的な浸水対策の推進
〔河川整備、新六ヶ井堰の撤去、国営総合農地防災事業、既存ダムの運用改善〕
- ・新宮川水系の総合的な浸水対策の推進
〔河川整備、濁水対策を含む総合土砂管理、既存ダムの更なる洪水調節機能の強化〕

【砂防】

- ・紀伊半島大水害の被災箇所の早期完成 [那智川流域、紀伊田辺地区(治山)]
- ・土砂流出が著しい溪流における砂防堰堤等の整備 [三越川・音無川流域、高田川流域]

【海岸・港湾】

- ・津波浸水対策の早期完成 [和歌山下津港海岸海南地区]
- ・津波対策(防波堤の粘り強い化)の推進 [和歌山下津港和歌山港区]

○主な補助・交付金事業

【道路】

- ・半島防災の観点から南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、道路ネットワークの強化や防災・減災対策を推進
〔国道168号、国道370号、すさみ古座線、文里湾横断道路、有田川湯浅線(ネットワーク強化)〕
〔日置川大塔線 宇津木橋(橋梁耐震化)、国道371号(法面対策)、粉河加太線(無電柱化)など〕

【河川】

- ・気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、県内主要河川の整備を進めるとともに、特定都市河川の指定やダムの恒久的な堆砂対策を検討し、流域全体で取り組む「流域治水」を推進
〔住吉川、亀の川、西川(特定都市河川)、二川ダム、佐野川 など〕

【砂防】

- ・土砂災害による犠牲者ゼロを実現するため、ソフト対策とハード対策が一体となった防災・減災対策を推進
〔榎川、砂子地区 など〕

【下水道】

- ・安心安全かつ強靱な下水道整備を推進 [紀の川流域下水道(老朽化対策)など]

【住宅】

- ・安全・安心な住宅を供給するため、県営住宅の建替えや改修工事などの老朽化対策を推進
〔下富安団地 など〕

【海岸・港湾・漁港】

- ・「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」に基づく、海岸堤防や港湾施設等の嵩上げ・強化等
〔由良港、串本漁港、那智勝浦海岸、新宮港、日高港海岸 など〕

【空港】

- ・熊野白浜リゾート空港の拠点機能の確保に向けた耐震対策、空港機能の向上等

【老朽化対策】

- ・予防保全型インフラメンテナンスへの本格転換に向け、インフラの老朽化対策を着実に実施
〔樫野串本線 くしもと大橋、椿山ダム など〕

地方における鉄道ネットワークの維持

現 状

- ・ 地方の鉄道路線は、地域経済や住民生活を支える重要なインフラであるが、過疎化や少子高齢化もあり鉄道利用者は減少傾向にある
- ・ JR西日本が1日当たりの輸送密度2千人未満の線区の収支等を公表したことに伴い、紀勢本線の新宮白浜区間の自治体を含む地域の関係者等において、課題を共有の上、利用促進や沿線活性化の議論を行っている
- ・ 地方の鉄道路線は、設備の老朽化等による維持修繕に係る費用負担が大きく、さらに、近年頻発する豪雨災害等による被害により、多額の復旧費用が必要となっている

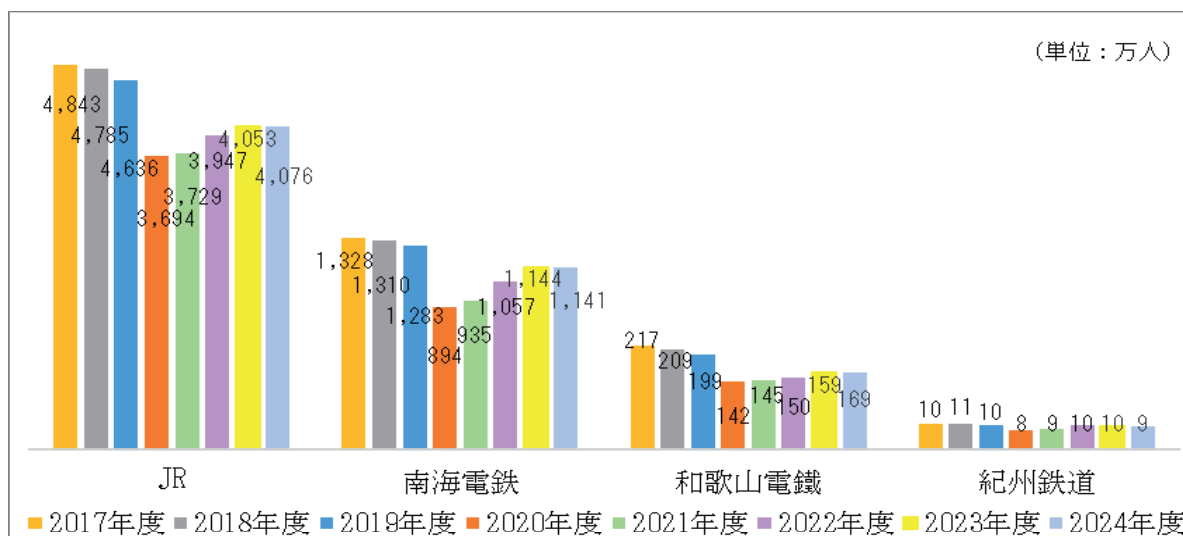
課 題

- ・ JRは民営化の際に、不採算路線を含めて事業全体で採算が確保できるよう事業継承されており、想定された事業構造が維持できないと主張するのであれば、輸送密度の少ない一部の区間のみならず、**鉄道ネットワーク全体の収支等に基づき議論するべき**
- ・ 設備の老朽化が進むと、災害時の被害が大きくなる可能性が高まるが、国による災害に対する補助制度は対象事業者が限定的であり、かつ、十分な支援がなされているとは言い難く、**復旧のための事業者負担が大きくなると、路線廃止に繋がる恐れがある**
- ・ 鉄道事業者による鉄道の維持が困難である場合、**地方自治体の財政負担による路線の継続には限界がある**

具体的な措置

- 1 鉄道ネットワークが区間毎の採算性だけで存廃を判断されることがないように、鉄道事業者が恣意的に設定した一部区間のみの収支等ではなく、路線全体の収支等を開示する仕組みや、黒字路線の収益を赤字路線に配分するなど収益を内部移転させるルールを創設すること
- 2 公共インフラである鉄道ネットワークを維持するため、大手民間鉄道事業者も含めた地方路線の設備更新や維持修繕費用に対する支援の拡充を行うとともに、災害により被災した路線が、早期に復旧できるよう災害に対する補助制度の拡充を行うこと
- 3 国土強靱化や国土の均衡ある発展などの観点から、国による上下分離など、国策としての鉄道ネットワーク維持についての考え方を示すこと

○和歌山県における鉄道輸送人員の推移



○紀勢本線 新宮白浜区間 輸送密度※

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
1,085 人/日	608 人/日	731 人/日	793 人/日	935 人/日	960 人/日

※輸送密度：旅客営業キロ 1kmあたりの 1 日平均旅客輸送人員

○紀勢本線 新宮白浜区間 収支状況

年度 (3 か年度の平均)	収支率 (%)	営業係数※ (円)	収支 (億円)
2017年～2019年	19.0	525	▲28.6
2018年～2020年	15.5	647	▲29.3
2019年～2021年	13.0	769	▲29.5
2020年～2022年	11.9	838	▲28.5
2021年～2023年	14.2	703	▲29.3
2022年～2024年	15.4	650	▲31.2

※営業係数：100 円の運輸収入を得るのに要する費用

避難者の生活環境改善の推進

現 状

- ・ 本県は半島という特性から、道路の寸断などで国のプッシュ型支援が一部集落に早期に届かないおそれがあるなか、発生頻度が高い「東海・東南海・南海 3 連動地震」に対応する備蓄を推進してきた
- ・ 最大規模の災害に対応する備蓄が努力目標とされた（2025 年 7 月国通知）が、南海トラフ巨大地震における想定避難者（約 47.6 万人 2025 年 3 月国発表）に対し、基本 8 品目を 1 日分備蓄できているのは県内 30 団体中 5 団体にとどまる
- ・ 2030 年までに、スフィア基準を満たすための災害用物資・資機材を備蓄することが「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において目標とされた（2025 年 7 月）
- ・ 加えて、カムチャツカ半島付近の地震に伴い津波警報が発表された際、指定緊急避難場所における暑さ対策が課題となり、熱中症対策及び防寒対策として備蓄品を可能な範囲で備えることが推奨された（2026 年 1 月国手引き）

課 題

- ・ スフィア基準を満たすためには、多額の初期購入費用に加え、定期的な更新の費用が不可欠であり、負担が大きい
- ・ 良好な避難環境の確保には、消耗品は欠かせないが、原則、地域未来交付金（地域防災緊急整備型）（以下、交付金）の対象外
- ・ 基本 8 品目以外の備蓄すべき品目に対する必要数量の算出方法が国から示されていないため、自治体において将来を見据えた計画的な物資の整備が困難となっている
- ・ 指定緊急避難場所へ計画的に整備する暑さ寒さ対策に資する消耗品は交付金対象となったが、熱中症対策に不可欠である飲料水は対象外

具体的な措置

- ・ 目標達成に向けた対策を加速するため、指定避難所における消耗品に加え、指定緊急避難場所における熱中症対策に必要なすべての消耗品を交付金の交付対象にすること
- ・ 基本 8 品目以外の備蓄すべき品目に対する必要数量の算出方法を早期に示し、更新も含めて計画的な備蓄を進められる十分な財源を措置するとともに、恒久的な制度とすること

人権問題の解決に向けた施策の推進

現状・課題

1 人権侵害に係る被害者救済について

個別の人権課題に対する法制度の整備が進むとともに、本県でも「部落差別の解消の推進に関する条例」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定するなど、人権問題の解決に向け取り組んでいる。しかし、インターネットを利用した人権侵害など、依然として様々な人権問題が発生し、既存の法律では対応が困難な事案が生じており、被害者に対する救済制度は十分ではない

2 インターネットを利用した人権侵害について

- (1) 人権侵害情報を確認次第、国に対しプラットフォーム事業者（以下、「PF 事業者」という。）への削除要請を行うよう求めているものの、国はその判断に長期間を要し、また、応じていないものもある
- (2) 国や地方公共団体からの削除要請に PF 事業者が応じていないものがある
- (3) 情報流通プラットフォーム対処法（以下「法」という。）が施行されたが、以下のような課題がある
 - ① これまで国や地方公共団体が行ってきた削除要請に応じなかった PF 事業者は、大規模事業者だけではなく、法の対象とならない事業者も存在するため、法施行後も人権侵害情報が拡散され続ける。また、地方公共団体が行う削除要請について、法に基づく対応の義務がない
 - ② 特定の属性に対する差別的表現が、どのような権利利益の侵害に該当するのかガイドラインに示されていないため、大規模 PF 事業者による削除判断が困難。また、被侵害者以外からの削除申出への対応や削除対象となる権利侵害情報についてなど、ガイドラインで示された趣旨が十分に運用に反映されていない場合がある
 - ③ 法やプラットフォーム上の権利救済手続きについて、国民の認知度が低い

具体的な措置

1 被害者救済制度の整備について

人権が侵害された場合における被害者の救済を行うため、独立性や迅速性及び専門性を備えた第三者機関の創設など、実効性のある法制度を早期に整備すること

2 インターネット上の人権侵害防止について

(1) 地方公共団体からの削除要請に国は迅速に応じること

(2) 国及び地方公共団体からの削除要請に PF 事業者が着実に応じる仕組みを講じること

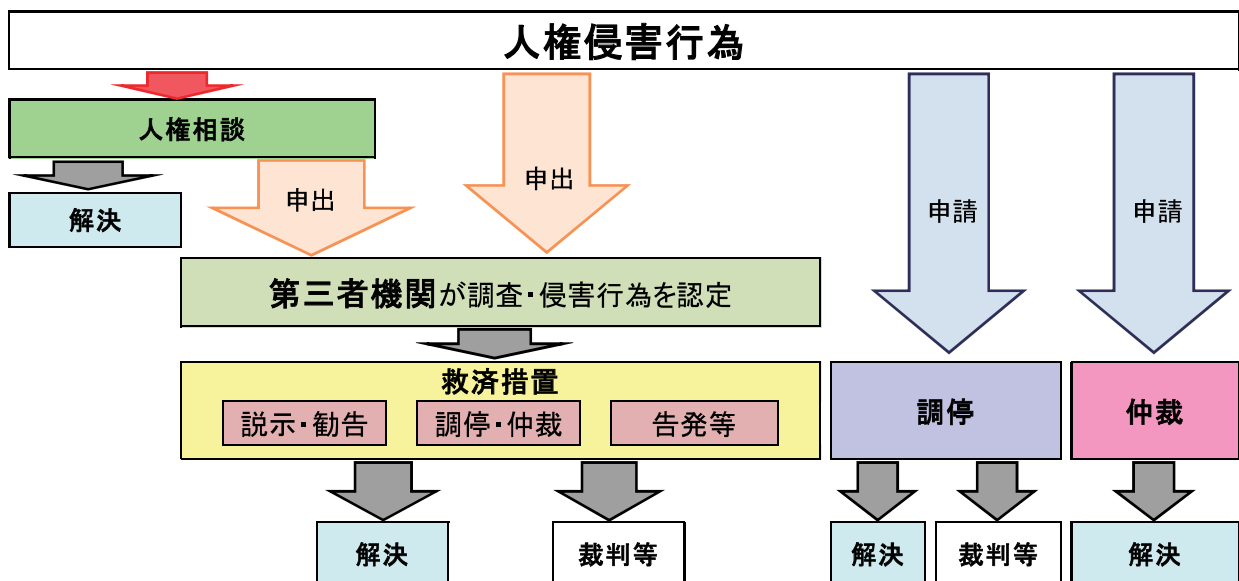
(3) 早期に以下の点について実施するなど、より実効性のある対策を講じること

① すべての PF 事業者を法の対象とするとともに、地方公共団体が行う拡散防止のための削除要請を法に基づく対応とすること

② 特定の属性に対する差別的表現を削除基準の対象とするようガイドラインに明記するとともに、大規模 PF 事業者がガイドラインを遵守するよう、必要な助言を行うこと

③ 被害者が制度を十分に活用できるよう、法や制度の周知・啓発を推進すること

【参考】人権を救済するための法制度（イメージ図）



その他

地方税財源の確保及び充実

現状・課題

- ・ 骨太の方針 2024 において、地方一般財源総額の実質同水準ルールが 2025～2027 年度の間も維持されることとされている
- ・ しかし、少子高齢化の急速な進展に伴う社会保障関係経費の増加に加え、物価高や民間の賃上げ、金利上昇に伴う人件費や公債費等の増加など、本県の財政運営は非常に厳しい状況
- ・ また、軽油引取税及び地方揮発油税の当分の間税率並びに自動車税環境性能割の廃止による地方の減収に対し、代替となる恒久財源が未確定であることに加え、いわゆる「年収の壁」の更なる見直しや、飲食料品の消費税減税が実施された場合の交付税原資並びに個人住民税及び地方消費税の減による影響も懸念
- ・ そのような状況の中、2025 年 12 月に策定した「和歌山県総合計画」で掲げる将来像（「人口減少や気候変動に適応した、持続可能で心豊かな和歌山」「個人が尊重され、あらゆる分野で個性輝く和歌山」）の実現に向け、「こどもまんなか社会の実現」など、様々な取組を進めていく必要がある
- ・ さらに、公共施設やインフラの老朽化に伴い投資的経費が増加していく中で、更新時期を迎える公共施設等を適切に維持・管理していくためには、長期的な視点をもって計画的に長寿命化などの事業を進めていく必要があるが、公共施設等適正管理推進事業債の事業期間は 2026 年度までとされている
- ・ 税源の偏在性については、是正措置が講じられてきたものの、本県の一人当たりの地方税収額は全国平均よりも低く、特に地方法人課税は、経済社会構造の変化や企業の組織形態の多様化が進む中で都市部に税収が集中している状況
- ・ 安定的な財政運営のためには、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を早急に進める必要がある

具体的な措置

- 1 社会保障関係経費をはじめ、物価高や賃上げ、金利上昇等に伴う経費は年々増加している。また、「こどもまんなか社会の実現」など、国と地方が一体となって取り組むべき課題への対応も必要であることから、地方で必要となる経費を地方財政計画の歳出に適切に計上し、一般財源総額を確保すること。その際、税制見直しにより、地方の財政運営に支障が生じないよう、適切な措置を講じること
- 2 公共施設等適正管理推進事業債について、地方が計画的に事業を進めることができるよう、より柔軟な運用を検討するとともに、2027 年度以降も延長すること
- 3 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図ること。特に偏在度の高い地方法人課税における追加的な偏在是正措置として、令和 8 年度与党税制改正大綱で示された、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とする等の方針に沿って、具体的な検討を確実に進めること

